

## 児童手当受給者数および児童手当の支給状況

各年 1月31日現在

年度・区分		受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額(円)	総額 (千円)	
平成 13 年度	計	4,155	54,079	5,000	270,395	
	3歳未満の児童	被用者	1,675	9,040	10,000	90,400
		非被用者	427	14,721	5,000	73,605
		特例給付	331	2,480	10,000	24,800
	3歳以上 義務教育就学前 の児童	被用者就学前 特例給付	2,214	4,059	5,000	20,295
		非被用者就学前 特例給付	468	743	10,000	7,430
被用者就学前 特例給付		331	7,156	5,000	35,780	
		1,094	10,000	10,940	118,985	
		468	3,800	10,000	38,000	
		468	4,346	5,000	21,730	
		468	923	10,000	9,230	
14	計	4,369	59,621	5,000	298,105	
	3歳未満の児童	被用者	1,749	9,382	10,000	93,820
		非被用者	444	19,937	5,000	99,685
		特例給付	364	2,885	10,000	28,850
	3歳以上 義務教育就学前 の児童	被用者就学前 特例給付	2,302	5,001	5,000	25,005
		非被用者就学前 特例給付	514	947	10,000	9,470
被用者就学前 特例給付		364	3,898	5,000	19,490	
		514	591	10,000	5,910	
		514	25,393	5,000	126,965	
		514	3,884	10,000	38,840	
		514	5,392	5,000	26,960	
		514	1,075	10,000	10,750	
15	計	4,578	62,127	5,000	310,635	
	3歳未満の児童	被用者	1,773	9,426	10,000	94,260
		非被用者	211	20,820	5,000	104,100
		特例給付	2,110	2,786	10,000	27,860
	3歳以上 義務教育就学前 の児童	被用者就学前 特例給付	2,456	4,992	5,000	24,960
		非被用者就学前 特例給付	579	968	10,000	9,680
被用者就学前 特例給付		579	3,780	5,000	18,900	
		579	545	10,000	5,450	
		579	26,588	5,000	132,940	
		579	4,028	10,000	40,280	
		579	5,947	5,000	29,735	
		579	1,099	10,000	10,990	
16	計	5,939	87,577	5,000	437,885	
	3歳未満の児童	被用者	1,779	12,779	10,000	127,790
		非被用者	463	20,530	5,000	102,650
		特例給付	310	2,830	10,000	28,300
	3歳以上 小学校第3学年 修了前の児童	被用者小3修了 前特例給付	3,665	5,071	5,000	25,355
		非被用者小3修了 前特例給付	874	900	10,000	9,000
被用者小3修了 前特例給付		310	3,498	5,000	17,490	
		874	478	10,000	4,780	
		874	47,627	5,000	238,135	
		874	6,634	10,000	66,340	
		874	10,851	5,000	54,255	
		874	1,937	10,000	19,370	
17	計	5,939	93,706	5,000	468,530	
	3歳未満の児童	被用者	1,751	13,167	10,000	131,670
		非被用者	455	20,199	5,000	100,995
		特例給付	308	2,856	10,000	28,560
	3歳以上 小学校第3学年 修了前の児童	被用者小学校修了 前特例給付	3,716	5,199	5,000	25,995
		非被用者小学校修了 前特例給付	879	883	10,000	8,830
被用者小学校修了 前特例給付		308	3,671	5,000	18,355	
		879	387	10,000	3,870	
		879	52,748	5,000	263,740	
		879	6,954	10,000	69,540	
		879	11,889	5,000	59,445	
		879	2,087	10,000	20,870	

資料：子育て支援課

(注)

- ・昭和47年1月から実施
- ・被用者 原則として厚生年金保険等の被用者年金保険制度における被保険者、組合員または団体職員の範囲  
非被用者 被用者または公務員でない者
- ・児童手当法改正により、昭和61年 6月から市民税の所得割有無による支給廃止。制度改正により平成 4年 1月から第1子より支給。第1子・第2子に月額5,000円、第3子以降に1人当たり月額10,000円支給。
- ・児童手当法改正により、支給対象年齢が平成12年 6月から義務教育就学前までに、平成16年 4月から小学校第3学年修了前まで延長された。
- ・受給者数は、3歳未満と3歳以上の児童を養育している場合は、それぞれに計上している。
- ・児童手当法改正により、平成13年 6月から所得制限が緩和された。